

特定外来生物防除等対策事業の効果的な運用

【担当省庁】環境省

奈良県における取組

御礼 生物多様性保全推進支援事業（外来種防除）にご支援いただき感謝。

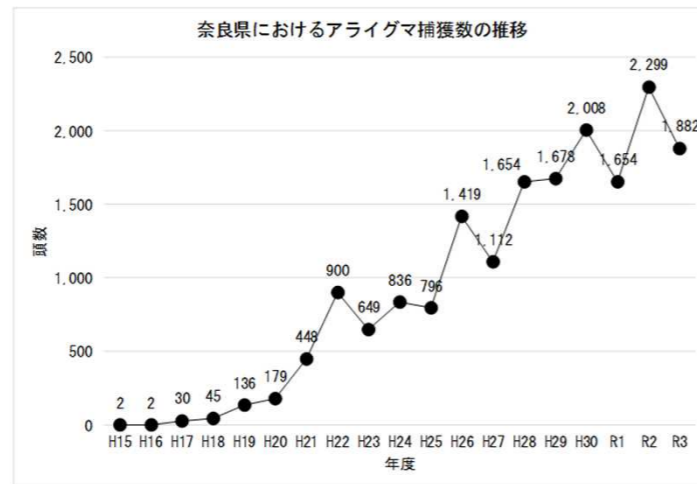
■外来種防除事業

外来生物法により指定された特定外来生物のうち、特に県民生活に被害の大きいものについて、従来から啓発活動や積極的駆除を実施している。

- 令和5年4月1日 「定着済み特定外来生物」防除が都道府県の責務化
- 令和5年6月1日 アカミミガメ等が「条件付き特定外来生物」に指定

1. アライグマ防除事業

- H21 奈良県アライグマ防除実施計画を策定
- H21 ~現在 県民、市町村、県が役割分担して防除を実施
(県民が捕獲、市町村が運搬と死体処理、県が安楽殺)



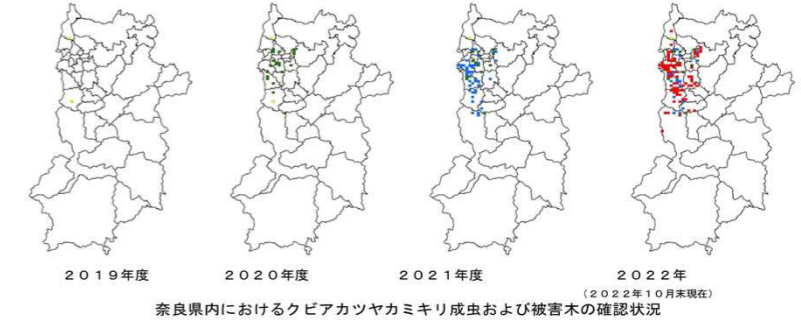
2. アルゼンチンアリ防除事業

- R3 奈良県内で初めてアルゼンチンアリの生息を確認
- R4 アルゼンチンアリ分布調査、対策会議、防除試験等



3. クビアカツヤカミキリ防除事業

- R1 奈良県内で初めてクビアカツヤカミキリを公式に確認
- R2 生物多様性保全推進支援事業に採択頂き、早期防除計画を策定
- R3~R4 生物多様性保全推進支援事業に採択頂き、防除を実施



4. アカミミガメ

- R5年6月から外来生物法に基づき「条件付き特定外来生物」に指定



国にお願いすること

「定着済み特定外来生物」防除への支援について

- (1) 特定外来生物は年間を通じた防除が必要となるが、「特定外来生物防除等対策事業」の交付手続きが複雑なうえ、交付決定も遅く、対応が難しい現状である。そのため、4月1日から防除事業を行える事業設計としていただくとともに、防除を行う全ての自治体に満額の予算配分をお願いしたい。
- (2) 飼育困難や駆除されたアカミミガメなどの「条件付き特定外来生物」について、県民に冷凍や薬殺などの安楽殺処分を求めることは実際には困難で、また、都道府県単独の安楽殺処分施設を整備・維持することは非現実的である。そのため、国による持ち込み処分が可能な施設の指定・整備をお願いしたい。
- (3) 現状150種以上の「特定外来生物」のうち、約半数の定着済み生物について防除責務が都道府県に課せられており、すでに網羅的な対処は不可能な状況である。そのため、特定外来生物の指定手続きの中に、都道府県の意見を聞く制度を設けていただきたい。

【県担当部局】 水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課